

## 第8回

# ジェット口環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成19年6月13日(水)

独立行政法人 日本貿易振興機構

事務局（植田） おはようございます。それでは時間になりましたので、本日の委員会を開催させていただきたいと思います。

それでは、進行は委員長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

原科委員長 おはようございます。

それでは、早速、貿易投資促進事業に係るガイドラインについてということで、ワーキンググループのご報告をお願いします。これは、満田委員をお願いします。

満田委員 それでは、お手元のCSRに関するワーキンググループ開催報告という紙をもとにご報告をさせていただきます。

5月16日の午後にワーキンググループが開催されまして、参加者としてはここに書いてありますとおり、吉田委員、宮崎委員、そして私、ジェトロ側としては事務局の植田主幹、藤崎主査、田口さんをご出席になりました。

配布資料としては、私から議論のたたき台として提出させていただきました「ガイドライン骨子（案）」、それから、ジェトロの事務局側が配布いたしました「JETROガイドラインの構成と基本的事項に含めるべきポイントについて（案）」といったものが提出されまして、これをもとにして議論が行なわれました。

それぞれの配布資料は、この資料の後ろの方についているものでございます。

原科委員長 ついておりました。4枚目以降です。

満田委員 そうです。失礼いたしました。

議論のポイントは、前回の全体の検討会における議論なども適宜踏まえまして、以下のようなことについて議論されました。

まず、全体構成については、ジェトロ事務局からペーパーが作成されまして、まず基本的事項と案件形成調査の2部構成にしたかどうかというようなご提案がありました。それにつきましては、ガイドラインの構成については全体にかかわるテーマでありますので、全体の委員会で議論することが適当であろうと。ただし、貿易・投資促進事業というのはジェトロの本来業務でもありますし、活動の大半を占めることから、独立させるのがいいのではないかという議論がありました。

これによれば、まず、全体をカバーするような基本的事項、ガイドラインについての考え方や位置づけや理念・目的を含んだような全体的な基本的事項、それから、2番目といたしまして貿易・投資促進事業にかかるガイドライン、3番目といたしまして、案件形成調査事業にかかるガイドラインの3部構成にするのもよいのではないかといったような議論です。

それから、基本的事項に含めるべき内容については、これは基本的ジェトロ（案）にありますように、考え方、位置づけ、議論の目的などでよろしいのではないか。ただし、現在、案件形成調査事業の方でも盛んに議論が進められているところなので、その2つのガイドラインについては調整が必要になってくる

だろうという意見がありました。

それから、内容については、ジェットロ作成ペーパーは、どちらかというと環境・社会的な「リスク」、ネガティブなインパクトというものを回避していくというニュアンスが強いのではないかと。もちろんリスク回避というのは非常に重要なものではあるのですが、若干トーンがネガティブになりがちである。よりポジティブにグッドプラクティスの推進を目指すというようなニュアンスを入れた方が、ジェットロ業務の性格にも合うし、CSRの文脈にも合うのではないかと指摘がありました。

それから、また、そのガイドラインは企業の関係者が読んでみて参考となるような内容にすべきであると。例えば、経済、社会、環境のトリプルボトムラインに配慮することが基本的には企業の長期的な競争力の確保につながるという考え方を強く打ち出していく。あるいは、コンプライアンスを超えた廃棄物の削減、環境管理システムの構築といった企業の自主的な努力をジェットロも支援していくという考え方、というような考え方を積極的に盛り込んだらどうか。

このような点については、国内でも経団連等の取り組み、あるいはさまざまなイニシアチブが構築されておりますので、この考え方の書きぶりについてはそれぞれ案を持ち寄って、委員会で議論をするのがいいのではないかとということになりました。

以上、簡単ではございますが、委員会での議論をご紹介させていただきました。

原科委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明に、追加でご説明がございましょうか。関係の委員の方、あるいはジェットロの方から。よろしいですか。

事務局（藤崎） 追加でご説明を。

満田委員 この資料ですか。

原科委員長 もしあれば、簡単をお願いします。

満田委員 この委員会の報告とは切り離した方が混乱がないかもしれないのですが、ワーキンググループの議論を踏まえまして、その後また資料をリバイスしたものを提出させていただいておりますので。

原科委員長 最後に、「それぞれ案を持ち寄り委員会で議論した」と書いていますね。そういうようなところを。

満田委員 それを、事務局及び私がこの委員会に、ワーキンググループ開催報告の後ろにくっつけているものを提出させていただいておりますので、それぞれ報告する時間をいただければと思います。

原科委員長 では、委員会での議論は大体今のようなことで、コンパクトにご説明を頂き、おわかりいただいたと思います。

それでは、そういうような議論を踏まえまして、構成は2部構成か3部構成かということがありましたけれども、結論としてはここで議論をするということですね。それでは今やっていただいて。修正したものをご説明ください。

満田委員 それでは、このワーキンググループ開催報告に添付されている、ジェットロ貿易・投資事業に

関するガイドライン（通称“CSR”分野）骨子（案）というペーパーに基づきましてご説明させていただきます。

このペーパーの位置づけなのですが、これはワーキンググループに提出させていただきました骨子につきまして、吉田委員、宮崎委員等から、例えば主語がわかりづらい、CSR推進に当たっては企業にとってのプラスの面等を明確に書くべきでは、国際的な論調、国際的に議論をされていることをなるべくリファアーしながら書くべきではないか、国内の経団連その他のさまざまな団体によって議論されているCSRに関するイニシアティブなどもリファアーしていく方がいいのではないかなどというご指摘を受けまして、また、骨子だけでありますと内容がわかりづらいということもありますので書き込んだものです。

基本的に四角で囲んであります部分が、前回の検討会やワーキンググループに提出させていただいたものです。それに、その下についている というふうに示しているものがワーキンググループ後に記述させていただいたものです。

まず、全体の構成なのですが、「1. 目的・位置づけ」といたしまして、ジェトロの社会的責任の認識、あるいはCSR促進への貢献、貿易・投資分野における環境社会配慮の促進/持続可能性の実現というような項目を盛り込んでおります。

その内容については後ほどご紹介いたしますとして、1ページ目の下の方ですが、「2. ガイドラインの基本的考え方」、ここにジェトロとしてのCSRの考え方、あるいは企業のCSRの促進を通じた長期的な競争力の確保、3)といたしまして「国際協力」。ここについては、前回の検討会でお出ししたペーパーには入っていなかった部分であります。ワーキンググループでの議論なども踏まえましてつけ加えさせていただきました。あるいは、4)といたしまして「法令の遵守」、5)国際基準/規範の遵守、6)グッドプラクティスの推進、7)情報公開とコミュニケーション」となっています。

3. は「ジェトロの業務において実施する環境社会配慮とグッドプラクティスの推進」ということで、2. で挙げました基本的な事項をより具体的に示すと考えているパーツであります。

4. といたしまして、ここはちょっと文言を変えさせていただいておりますが、以前、「ジェトロが支援するビジネスにおける環境社会配慮の推進」というような文言を検討会ペーパーではつけさせていただいたのですが、それ以外のビジネスはジェトロが支援しないようなことにとられてしまっはいけないというような趣旨のコメントなどもいただきましたので、「ジェトロが支持する環境社会配慮の原則」というような書きぶりになりました。

お読みいただければお気づきかもしれないのですけれども、若干精神規定的な性格になっているということと、まだ精査し切れてない部分があり、重複が見えるところもありますが、この辺は今後精査が必要かと思っております。

ジェトロの事務局案と何が違うのかという点につきましては、特に私の案ではグッドプラクティスの推進というところを強調させていただいたというものです。

これは、いろいろなところに出てくるのですが、まず、1の目的・位置づけの中で、ジェトロが業務の

目的としている貿易・投資の健全で長期的な発展ということに関しては、環境社会配慮は必要不可欠な要素であるという認識を持って、ジェトロが行う各業務において環境社会配慮を組み込んでいくというような考え方を打ち出している。

また、経済のグローバル化に伴いまして、アジア全体あるいは地球規模の視点というものが必要になってくる。この中で、国際的なCSRに関する規範ですとかグッドプラクティスが充実してきて、ですからジェトロは貿易・投資分野におけるさまざまな主体によるCSRや環境社会配慮を支援することによって、こういった全体的な動きに貢献することが可能であるという考え方です。

といたしまして、ジェトロはその業務が特徴としている国際的な貿易・投資活動促進の強みを生かして、下記のように企業のCSR促進への貢献を行っていくということで、現在、ジェトロが行っている対企業コンサルティングサービスの日常業務の中に、負の環境社会影響の最小化、あるいはグッドプラクティスの推進の視点を組み込んでいく。あるいは、中小企業は1社のみでは対応が難しいような環境対策、あるいはCSR対応に関する諸情報を可能な範囲で提供していく。また、海外への情報発信や地域経済への支援ということにおいて、開発途上国の情報提供やキャパシティ・ビルディングを行っていく。といたしまして、このガイドラインはこれらの実現のための方針を示すものであるとさせていただいております。

ただし、ここの部分については、再三言うようですが、案件形成部分におけるガイドラインの位置づけとの調整といたしますか、統合できるかどうかという検討は必要かと存じます。

若干長くなりますので、はしりながら重要な部分をご紹介します。

ガイドラインの基本的な考え方といたしまして、ガイドラインの柱となるようなキーワードといたしますか、概念を説明していくようなパートと想定しています。

1)のジェトロとしてのCSRの考え方というのは、事務局から非常に充実したペーパーが出されておりますので、そういったものを活用していく、打ち出していかれたらいかかと思えます。

次の、企業のCSRの促進を通じた長期的な競争力の確保、この辺はぜひとも強調していただけたらいいのではないかと考えております。2ページ目に行きまして、特にCSRの推進に当たっては、各事例研究ですとか既存の研究などによると非常に経済的に効果があると。この囲みの中にくくってあるように、まず、さまざまなリスクが回避できること、それから、競争力や市場的な地位が向上できること、あるいは業務上の効率向上やコストの削減が見込めることなどなどによって、経済的なメリットも大きい。

このような認識のもとにジェトロが、繰り返しになりますが、各国の文脈あるいは各企業の業種などに応じて、CSRの促進を支援していくということになるかと思えます。これは、経団連の「海外進出に当たっての10の環境配慮事項」、あるいは経済産業省さんのCSRに関する懇談会の中間報告、あるいはIFCの「価値の開発」などの文旨を参照して、このCSRの推進のメリットということを打ち出したかどうかと考えております。

これらについては、今までも藤崎さんなどのプレゼンで紹介されているものもありますが、きょう、どんなものかというも参考になろうかと思ひまして、このペーパーの巻末のところに、参考1から参考5まで情報を記載しております。

それから、3)の国際協力については、これは吉田先生、宮崎先生が、ジェットロという機関の特徴というのは、1つの国際的な活動を行っていることにあるということをお初のワーキンググループのときに強調されておひまして、それから、もう一つはWin-Win関係と言うのでしょうか、いろいろな主体にとって正の効果をもたらすという、そういったことを打ち出すということをおっしゃっていたことを踏まえて追加させていただいた部分です。

4)は割愛させていただきます。

5)国際基準/規範の遵守については、今までのいろいろな基準とか規範というものがリファアされておひますが、ここでもaからeまでのものを参照・遵守・活用できるようなたぐいの基準/規範として挙げさせていただきます。

3ページ目のグッドプラクティスの推進、今までの繰り返しになりますが、グッドプラクティスを推進していくことが、企業にとって非常なメリットをもたらすということで、情報提供や相談業務などを通じて、ジェットロは各企業がグッドプラクティスを推進できるように働きかけていくスタンスかと考えておひます。

7)情報公開とコミュニケーションについては、今までご紹介したようなCSRの内容、この信頼性を支える最も重要な要素というのが情報公開と説明責任、あるいはコミュニケーションであろうかと思ひますが、このような認識に立って、情報公開とコミュニケーションについてもその推進を働きかけるということをお打ち出されてはどうかか思っております。

3.ジェットロ業務において実施する環境社会配慮とグッドプラクティスの推進なのですが、これはジェットロ事務局が非常にわかりやすい一覧表をつくっておりますので、そのようなチェックリスト的なものを活用しつつ、環境社会リスクについては避けていく。

グッドプラクティスの推進、これはこのページの上にありますところと重複しておひますが、この3.においては、より具体的にこういったようなグッドプラクティスを推進していくのだということをお明示されることを想定しておひます。

4.ですが、ここについては、今進められている案件形成調査などもかぶっているのかと考へまして、あるいはJBIC、JICAなどのガイドラインにおいて、こういったさまざまな環境管理、社会配慮などについて理念をお打ち出されておひますので、こういったところと整合性を考へて、あるいはグローバル・コンパクトや経団連の原則なども参照しながら起案していくことが適当かと考へておひます。

あるいは、かなり重複している部分があるので、ガイドラインの基本的な考へ方の中にこういった、ジェットロが支持する環境社会配慮の原則というものを統合してしまってもいいのではないかと考へておひます。

以上です。

原科委員長 どうもありがとうございました。

ワーキンググループは16日でございましたので一月ほど前ですが、その後今のようなことや、それからジェットロのご担当からもその後の修正がございますので、今度はそちらをご説明いただきます。

事務局（藤崎） 私、藤崎の方から、ジェットロとして（案）をつくっておりますので、それについてご説明をさせていただきたいと思います。

5月16日の段階では、基本的事項に含めるべきポイントについて（案）という形で、ジェットロのものとしましては2枚組ですけれども、その後ろの方を提出させていただきました。

その後、今度は案件形成調査の方も絡んでくるのですけれども、全体の構成といたしまして、基本的にCSR部分につきましては、これは貿易・投資促進事業ということで、ジェットロ本体業務に非常にかかわるものですから、それについて私どもとしてどんなふうにとらえたいのかということで、ここではジェットロ環境社会配慮ガイドライン作成の背景と目的といったタイトルで文案と提出をさせていただいております。

これは、基本的には歴史的な流れ、ジェットロがどういった形で生まれて今どんなことをやっているのか、それから、その間もう50年以上たつわけですけれども、社会がどういうふうに変わってきたのか。とりわけ重要と思われるものは、裏の方になりますけれども、例えば援助に関連いたしましても、1985年のOECDのガイドライン以降、世銀のADBのような多国間援助機関、JICA、JBICのような二国間援助機関、国際金融業務を担う機関の手でガイドラインがつくられてきたこと、最近でも例えば国際金融公社（IFC）のパフォーマンス基準とか民間銀行の赤道原則の制定等、新たな展開があったということをお述べております。そういった動きも踏まえて、例えば案件形成調査につきましては議論していく必要があるだろうと思います。

それから、一方で、CSR部分に関して言いますと、満田さんからもご指摘がありましたけれども、OECDが多国籍企業のガイドラインを作成したり、グローバル・コンパクトが制定されたり、経団連等が「企業行動憲章」を作成したり等、これもさまざまな動きがございました。こういった世界の動きを踏まえて、ジェットロとしては今回ガイドラインと言うかどうかは別といたしまして、ワーキンググループ等でも名称につきましても議論がありますけれども、現在の第2次中期計画では既に「国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」で、「業務の実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」と、明記しておるわけです。

それで、中期計画にも明記されていることを実際に動かしていくための指針となるもの、それを我々は今この場でつくっているのではないかとということで議論をまとめさせていただいております。

私どもといたしましては、一応本体部分プラスアルファで案件形成調査の2つの構成がいいのではないかと基本的には考えておるのですけれども、貿易・投資促進事業の扱い、CSR的部分については、基本

的には大きな流れと言いましょか、そういったものを書きながら次のようなポイントについて絞っていはどうかということで、これはワーキンググループでもそれなりにご理解をいただいております。

ここで、ちょっと長くなりますけれども、たたき台といたしまして読み上げさせていただきます。これは、基本的事項において含めるべきポイントでございます。

ジェットロ事業は、対日投資の促進、輸出促進や在外企業をサポート等を通じた中小企業等の国際ビジネス支援、開発途上国との貿易取引拡大及びこれらを効果的に実施するため調査・研究、情報発信・提供・貿易投資相談など多岐にわたっており、それぞれにおいて異なった環境社会面におけるリスクが存在する。

ジェットロは、これらの事業において生じ得る潜在的なリスクに対する配慮や、環境社会配慮に関する情報の蓄積や提供を通じて、自らの社会的責任を果たすと同時に、経済、社会、環境の持続可能な発展に貢献していく。

ジェットロの活動の大半を占める貿易・投資促進事業については、担当する個々の職員が、それぞれの事業において生じるリスクを認識し、国際的な枠組みや条約、各国の法律、ベストプラクティスを踏まえながら、これら事業を企画、実施していく。

具体的には別表のとおり。これは後ろに表をつけてございます。これは何度もこの委員会の場でも議論させていただきました。例えばOutbound、Inboundです。4つに分けておりますけれども、そういった各ジェットロの実施している事業において、どんなリスクが存在し得るのかということをもとめているものでございます。もちろんこれは完全なものではございませんけれども、このガイドライン自体、名称は別といたしまして、これは職員が活用できるもので、1つにはとりわけCSR的な部分につきましては職員が活用できるものでなければいけませんので、具体的にわかりやすいものを、例示的につくってございます。

読み上げます。具体的には、別表のとおり貿易・投資促進事業をその性質により、「Outbound 我が国中小企業等の輸出促進」、「Outbound 我が国中小企業等の海外進出支援」、「Inbound 開発途上国との貿易取引の拡大等」、「Inbound 対日投資」の4つに分類を行い、それぞれの事業が有する潜在的なリスクを認識し、関連する国際的な枠組みや条約、各国の法律等を遵守し、事業に取り組んでいることを確認する。

さらに、内部において環境社会配慮に関する情報の蓄積を進めるとともに、職員の知見を高め、日々の貿易投資相談等において、環境社会配慮に取り組む企業に対し情報提供やアドバイスを通じた支援を行っていく。

この部分から案件形成調査の方に触れさせていただきますけれども 特に案件形成調査については 今回議論させていただいております 本ガイドラインに則って適切な環境社会配慮と情報公開を行っていく。

以上、CSR部分を中心とした基本的な考え方でございますけれども、説明をさせていただきました。

裏の方の例示に関しましては、これまでも何度もこの委員会の場で提示させていただいておりますけれども、委員の皆様からのご指摘がさまざまありますので、例えば国際的な条約・枠組み等につきましては、次々にご指摘を受ける形で追加をさせていただいております。

以上、ジェットロとしての考え方を取りまとめさせていただきました。ありがとうございました。

原科委員長 どうもご説明ありがとうございました。

30分を過ぎてしまいましたので、早速議論に入りたいと思います。

まず、構成はどうか。今のご提案で、2部構成ということでジェットロからの提案ですけれども、3部構成という意見もあったということでございます。その辺はいかがでしょうか。2部構成ということで大体理解は得られたということでしょうか。

事務局（藤崎） いや、これは議論はまだあるということです。

原科委員長 どうぞ、前田委員。

前田委員 すみません、そもそも論のところはちょっとよくわからないので教えてほしいのですけれども、このガイドライン、名前はともかくとして、ガイドラインは今のご説明では、これをつくってジェットロの職員が参照とされると。

事務局（藤崎） CSR的な部分につきましては、基本的に個々の職員が事業を実施するに当たって注意をしていく部分という認識です。

前田委員 そのためのものなわけですか、このガイドラインは。

言っている趣旨は、要するにE C Aの環境ガイドラインを念頭に置いているものですから。E C Aの場合はオフィシャルサポートのファイナンスなのですけれども、ここも独立行政法人ですからオフィシャルサポートの事業になるわけですね。だから、ジェットロが行われる中小企業の海外進出支援なり輸出支援、これはオフィシャルサポートを受けた事業なわけですね。そのオフィシャルサポートを受けた事業をやっていいかどうかの判定基準ではないのですか。

事務局（藤崎） これまでの議論の経過を手短かに申し上げますが、ジェットロ事業には、例えば案件形成調査というのが1つございますね。これは非常にわかりやすくJ B I CでもJ I C Aでもガイドラインの対象となった事業ですね。そういったものとは別に委員会の議論として強く出てきましたのは、ジェットロ本体業務の、特に貿易・投資促進事業につきましては別の考え方の方がいいのではないかとということでこれは委員会のマジョリティの考え方なのです。

この部分につきましては、例えば事業を取り組んだ場合どんなリスクがあり得るのかということを考えて、それに対してどう事業を進めるよう配慮をしていくか、そういった形の取りまとめをさせていただいているということです。

前田委員 そこをクリアーに、確認させていただきたいと思います。

原科委員長 これはジェットロの業務を、いろいろな業務をやっておられますから、すべての業務、トータル全体において環境社会配慮を組み込んでいきたいと思いますという、その考え方をまず検証しまして、その

ための方法としては、案件形成調査の場合にはほかのいろいろな援助機関と同じような考え方が要ると思いますけれども、それ以外の一般の業務の場合にはそこまでやらなくても、少なくとも職員がそういう意識を持って、これはアドバイス業務が中心ですので、アドバイスを通じて環境社会配慮を実現していきましょうという、そういう考え方なのです。

前田委員 そうですか。では、最後の確認ですけれども、私は、E C Aのガイドラインを念頭に置いていたものですから、例えば中小企業の投資・促進という、このオフィシャルサポーターリングの事業をする場合に、エンバロメント・インパクト・アセスメントを徴求して、それを見てだめならとめるとかというものではないのですか。

原科委員長 それがもしあればね。

事務局（藤崎） ジェトロの業務としてそこまではできないと思います。

原科委員長 あればそれを考えるでしょう。アドバイスというのは、極端な場合にはすることが例外的にある。それはほとんどないと思いますけれども。我々の判断では、そういうことはほとんどないだろうと。だから、アドバイスの中でしっかりやっていただく。それで、もし問題を感じた場合には、それなりの対応を、別途特別に対応しなければいけないと思いますけれども、定常的にはないでしょうと。ありそうなのが案件形成調査だろうということです。

前田委員 わかりました。

原科委員長 そういうふうなことでよろしいですね。

ですから、基本的には、もしくは多くの場合はそういうことは少ないでしょうけれども、個別にそういうことは、十分担当の職員がそういう意識を持って対応していただかないといけないということですね。

事務局（藤崎） 以前の議事録を読んでいただくとわかると思いますけれども、職員の側からも、やはりちょっとこういうリスクがあるかもしれないという声はあるのです、実際に。今回の委員会で議論している過程で、具体的な例が二、三出てきているものですから。それを踏まえて今回はこういった形でまとめをさせていただいたということです。

原科委員長 今のご議論で言えば、むしろそういうことが例外的に生じた場合、何かそういうことに対応できるチャンネルというか、窓口をきちんとつくっておくことも必要だという感じがしました。基本的にはそういうことはないかと思っていましたけれども、例外的にあるかもしれないので。そういう意味ではコンプライアンスという議論がちょっとありましたけれどもね。そういうところで議論の仕組みをつくることも考えてもいいかもしれない。

ほかによろしいでしょうか。今の点は、我々ちょっとうっかりした観点でした。対応の窓口までは具体的に議論していません。

松本委員。

松本委員 ガイドラインの構成についてですが、2部にしようという理由がちょっとよくわからなかったです、今お話を聞いて。見るとやはり事務局から出てきているものにも基本的な考え方だけではなく

て、具体的に条約を書き添えたりしていますし、この表だけを載せるというのも恐らくわかりにくいでしょうから、この表を載せる理由というのについてしっかりと書き込む必要がありますし、満田委員から提示されたものは、うまくそれを位置づけている部分もあると思いますので。

基本的には、やはり案件形成、それからCSR的な部分、貿易・投資促進事業と、それに基本的な事項という3本立てでガイドラインの構成をした方がいいというふうに思いました。

原科委員長 ほかにご意見いかがですか。宮崎委員。

宮崎委員 私も今のご意見に賛成で、事務局の方のご提案は基本事項の中にCSRを含めるということなのですが、もちろんCSRは基本的な事項ではあるのですが、このときにもう一つやはりCSRというものの重要性というの、強調していいのではないかというふうに思うのです。

具体的には、満田委員がまとめられた骨子(案)の中の3ページの6)のグッドプラクティスの推進、満田委員も随分強調されましたけれども、このCSRというのはやはりジェトロの組織としてもそうなのですけれども、ジェトロの職員の方、実際に途上国などに行ってやり取りをするような担当者の方が、本当にこのCSRの内容をよく理解していただいて働くと。そのことによって、例えば進出してくる企業さんにもこうした方がいいですよというアドバイスもしてあげて、企業さんにもよくわかっていただく。満田委員の資料の3ページの6)のところ、「CSRの取り組みを可能な限り促進することは、リスクを回避し、」さらにそれだけではなくて、「企業の競争力も高め、相手国の持続可能な経済活動に資する」の文意は、そういう意味だと考えます。

そういう意味で言うと、もちろん基本的な事項だということではあるのですが、やはりそのCSRのその部分も独立して書いていただいた方がいいのではないかというふうに考えます。

原科委員長 ほかにご意見はございませんか。

岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 構成以外のことでよろしいですか。

原科委員長 いや、今は構成のことだけで。

岡崎委員 では、後ほど。

原科委員長 では、ちょっとまとめます。

私も意見を伺って、やはりジェトロとしての前向きな姿勢を示すためには、CSRという項目を明確に出した方がよく理解いただけると思うのです。ですから、基本的事項でまず考え方を示して、では具体的にどんなアクションをするかという、1つはCSRということで全職員に対応をしていただきたいと。もう一つは、特に先ほど前田委員がおっしゃったように、懸念があるような事業の代表として、案件形成調査に関してはまた別の枠組みを示すというようなことで、3部構成の方がわかりやすいような気がしますね。そんな感じがいたします。

いかがでしょうか。住吉理事、どうぞ。

住吉理事 基本事項と貿易・投資促進事業に関するガイドラインと、どこが違うのかというのがちょっ

とよくわからないので、どういうふうに差別化するかということですね。中に入ってしまうのではないかと。

原科委員長 私は、事業を示すもので、具体的アクションに関してもう少しきちんと書くのがCSRだと思います。だから、ある部分重複があってもいいと思います。まず事業を示して、それから具体的アクションということによろしいのではないかと思います。

住吉理事 基本事項では考え方を書くと。

原科委員長 そうですね。それについて具体的なアクションとしてこういうのを書くと。

住吉理事 それで、貿易・投資に関するガイドラインというのはもうちょっと具体的なことを書くと。

原科委員長 そうしないと、基本事項だけだと職員の方はよくわからないと思うのです、アクションも書かないと。

事務局（藤崎） そういう点の記述におきましては、ジェットロガイドラインの構成と基本的事項に含めるポイントというところで、基本的事項において含めるべきポイントのほとんどはCSRのことに絞っているわけですが、これは具体的にわかりやすく、職員にわかりやすくつくらせていただいたということです。

原科委員長 いかがでしょうか。そういうことによろしければ3部構成ということで進めたいと思いますがよろしいですか。それでは、この件はそうします。

それでは次に、岡崎委員、ご意見をどうぞ。

岡崎委員 このガイドラインを拝見しますと、参照すべきものとしていろいろな国際的な宣言ですとか基準とかスタンダードが盛り込まれていますが、これらはジェットロの業務から見て本当に必要なものに絞っていただいた方がいいと思います。

と言いますのは、今、いろいろな国際機関が自分たちの存在意義を示すということもあるのかもしれませんが、次々といろいろなことを宣言を打ち出していて、金融機関だけを見てもいろいろな基準やルールがございます。それをストリームライン化すべきだという議論はもちろんありますが、一方で自分たちの独自性を示すために新しいルール、基準、水準というのを打ち出しているというのが実態です。

5月14、15、16日にワシントンでIFCと公的金融機関、民間の金融機関との会議があり、出席してまいりましたが、これはIFCがパフォーマンススタンダードを導入して1年たちました、この1年間の経験を皆さんと共有しましょうという会議でした。すなわち、金融機関側から見れば依然としてまだ学んでいる段階にあるわけです。そういったものを安易に盛り込んでいくと、フォローするのが精一杯で、それを咀嚼しないままルールとして羅列するというのは慎重であるべきではないかなと。

もちろん、ジェットロの業務から見て最低限これだけは十分認識しておかなければいけない、あるいはここがやっているところはフォローしていかななくてはいけないということは盛り込むべきだと思いますが、そうでないものまでを書くのはどうなのか。もちろん対象として参照するというのであればいいのですが。

もう一つ、I F Cのパフォーマンススタンダードについて申し上げますと、これはI F Cと金融機関がこれに基づいて、クライアントに対して環境社会配慮をして下さいという基準として示しているのですが、その確認をする作業は実態としてはI F Cの新しい基準に習熟したコンサルタントが個別にチェックをして審査をしていくということをやっているわけです。そういったものは私はあまりジェットロの業務になじまないような気がいたします。

申し上げたいことは、いろいろな宣言とか水準、スタンダードがある中で、ジェットロの業務に必要なものを絞って盛り込んだ方がいいのではないかなということなのです。

原科委員長 前田委員、どうぞ。

前田委員 今の岡崎委員と同旨なのですけれども、岡崎委員、お立場もあるので、最後のところを強くおっしゃれないでしょうか、私がかわりに多分おっしゃりたいだろうということを申し上げますと、さっき申し上げたとおり、ガイドラインは絶対守らなければいかんというやつと、参考とするものがあるわけですね。ところが、外から見るとその差はわかりません。そこで例えば今I F Cのパフォーマンススタンダードをお話しされましたが、安易にこれは大切だと書かれると、外から見た人間はほら見ると。だってジェットロも政府関係機関でしょ。政府関係機関たるジェットロのガイドラインでI F Cパフォーマンススタンダードとか、イクエーターとか、これをちゃんと重視すると書いてあるじゃないかと言って、それを絶対守らなければならないものと受け止められるとたまったものではないということなのですね、多分おっしゃりたいことは。

私も全く同感で、要するにI F Cパフォーマンススタンダードを義務とするかどうかで大激論をやったりしたものですから。とにかくI F Cのパフォーマンススタンダードとかイクエーターとかを絶対守るべきものだという書き方で政府関係機関が書いてしまうと、よそに波及しますよね。

原科委員長 そうですね。その辺はきちんとしましょう。

今、おっしゃった点と、それから、やはりきちんと対応する中身として、やはりずれたものはおかしいですから。その辺に関しては、一体どんな趣旨でこれを用意されたか、ご説明いただきたいと思います。

満田委員 正直申し上げて、私はそこまで実は考えておらず、検討会ですとかワーキンググループでは国際的な理論、特にI F Cなどは非常に民間企業を対象としていて非常に網羅的である。もちろんその融資機関とジェットロのような軽微なかかわりというもの、アドバイスをしていくというような機関においては性格は全然違うのですが、配慮を行っていく方向性としては網羅的で、参照するのにはよろしいのではないかなというようなご意見があったように思いましたので、書かせていただいたということです。

おっしゃったことはごもっともだとは思いますが、具体的にI F Cスタンダードのこの辺を参照するとか、あるいはもうI F Cスタンダードは参照しないのかななどを、もう少し岡崎委員などのE C Aの議論などのご経験を踏まえまして、教えていただけますと大変ありがたいです。

原科委員長 参照するという表現で、意味が3つぐらいありますね。本当に参考、勉強というか、理解のための参照と、それから、こういう我々がルールをつくるための基礎資料を使うか、3つ目はバインデ

イングです。だから、その辺を注意しないとまずいのです。

どうぞ。

事務局（藤崎） ちょっと皆さんにご議論していただきたい部分がありまして、それは昨日も案件形成調査の方のワーキンググループをやっています、これをそもそもガイドラインと呼ぶべきなのかどうかということ自体も議論になっているわけです。ですから、ジェトロの業務に照らしてどういった形のものにすべきなのか、そこもきちんと議論されて、その上でやっていただかないとまずいかなというのが私の率直な感想です。

それで、実は、例えばCSR部分につきましてさまざまな条約等について挙げさせていただいておりますが、これは例えば昨年来私どもが内部的に作業をしておりますも、「こんな条約や多国間協定もあったのだ」ということを次々とある意味で発見しているという部分もあるのです。それは、少なくとも存在するということは認識しましょう。別にそれは守れと言っているわけではない。少なくとも私の個人的な考え方を言わせていただきますと、それをすべて守れというのではなくて、こういった考え方もありますよということは認識した上でやった方がいいのではないかと。そういった形で今回まとめさせていただいております。

原科委員長 研究会の名前は、「環境社会配慮ガイドライン策定委員会」になっておりますけれども、ガイドラインという表現を全体にかぶせていいかどうかということになると、気になるところはありますね。

「環境社会配慮方針」とか、「環境社会配慮の道しるべ」という案も出ましたけれども、そんなようなもう少しやわらかい表現で。ただ、個別のもの、例えば案件形成調査に関しては少しガイドライン的要素があると思うのです。その中でも、守るべき部分とプラスしてやっていただきたいという、リコメンデーションみたいなところとは分けて、それをクリアーにしていた方がいいと思います。全体としては、ガイドラインという表現がいいかどうか検討しましょう。

それでは、時間があと1時間しかないものですから、一応ここを一区切りつけまして、2つ目の案件形成調査に関するワーキンググループ報告をさせていただいて、議論していきたいと思っております。よろしいですか。

どうぞ。

清水産業技術部長 今後の手続はどのようになっているのでしょうか。このガイドラインの骨子に基づいて、案文を検討するということになると思いますが、CSR部分がちょっとよくわからなかったのですが、満田委員が出された骨子というのが、ある種骨格になりつつ全体の中にはまり込むという理解でよろしいのでしょうか。

事務局（藤崎） こちらの考え方といたしましては、今のところは両論併記だと思っております。それで、これからまたワーキンググループ等で精査して書くということになるかと思っております。

清水産業技術部長 満田委員のペーパーを我々は本日初めて拝見しました。ワーキンググループに出て

いない方もここに多くいらっしゃると思うので、多分、個別のワーディングも含めていろいろご意見や、確認すべき点があると思います。

ですから、ここでこれがアグリーされたということで決められるのでは、ちょっと私としては異論があるところです。

原科委員長 私が今一区切りと申し上げたのは、アグリーという意味ではなくて、今おっしゃったようにさらに検討するという意味で、きょうは時間の制約がありますのでね。あと1時間ちょっとしかありませんので。

清水産業技術部長 わかりました。

満田委員 もちろん、今後事務局案とのすり合わせですとか、あるいはこっちで行こうというような議論は必要だと思うのですが、もし両論併記ですり合わせていくような方向で今後行くのであれば、原案に対して、ここは非常によくないのですとか、あるいは例えばIFCのパフォーマンススタンダードにしてもこういう使い方があるとか、参照すべき国際的にはこういうのがあるというようなご意見を個別に頂いて、事務局ともう一度調整しつつ案をつくっていくのがいいのではなかろうかと思っているのですが、そういうような形にしたらいかがでしょうか。

原科委員長 よろしいですか。

それでは、昨日のもう一つの案件形成関連調査に関するワーキンググループの報告です。

これは実はきのう行いましたので、ほやほやですけれども、ちょっとまとめが追いつかない部分もあるかもしれませんが申し上げます。

資料2つ目の部分ですけれども、最初の部分に2枚とじております。ごらんのようなメンバーで開催いたしました。

ジェットロの調査の位置づけについての議論がまずございまして、ここにありますように、ジェットロの場合にはJBICとかJICAの場合と比較して、ガイドラインで想定する相手が随分違っております。1つに、調査と言っても案件の成熟度が大分違います。非常にまだこれからというスタートの段階で行いますので。そのことを念頭に置いて議論をするべきだということで議論を進めました。

その意味でも、このところをどう考えるかということで、1つは、相手国側で環境社会配慮に向けた作業が何も実施されていない場合があって、そういう場合にどんなふうにしたらいだろうかということです。同じことの繰り返しになるおそれがあるのではないかという議論がございました。

しかし、一方、早い段階で環境社会配慮の確認を行ってこそ、結果的には低いコストで事業の環境対応を進めることができるという意見もございまして、特に後々の事業変更とか、重大な問題が発生して結果的に大きな費用が出るということ、それを防ぐことができるということもありますから、そういうふうなことでむしろそれは必要だという、両方の議論がありました。

そういった議論をしてきたのですが、1つある程度まとまったものとしては、やはりこれは先ほどおっしゃったように、公的なアピールということですから、案件形成調査の目的が円借款、政府としてもそう

いう円借款に結びつくような案件を少しでもふやすことにあるのではないかということ、そういうことを考えてこのガイドラインの内容を固めたいと。そうしますと、やはり J I C A とか J B I C のガイドラインを参照するべきだという議論になりました。

ただ、多段階になりますので、早期段階ですから、次の段階との関係を考えますと、メリハリのある内容にしてつくるべきだということです。

それから、先ほどご議論がありましたように、この全体を我々ガイドラインと言ってまいりましたけれども、そうすると非常に拘束力が強いような印象を与えてしまいますので、拘束力を持つべきものと、それから、それぞれの調査主体がさらに努力していただきたいというようなものと両方ありますので、タイトルも「道しるべ」だとか「方針」という表現でもいいのかもしいかなりとなりました。

それから、ガイドラインの基本方針についてでございますが、1つはこのジェットロの案件形成調査というのはどんなものかという特性ですが、これは、戦略的環境アセスメントという、世界では共有されている概念でございます。かなり定義は幅広いといいますが、オーバーオールなものが対象ですので、そういう意味ではいろいろな段階のものもございますけれども、ジェットロの場合には、ポリシー、プラン、プログラムという3段階を考えますけれども、ポリシーとかプランという上位の段階で対応するのだということでございます。

それから、このガイドラインに適應する主体と、それから、何に対して対応するか、客体です。そういうことで言いますと、ジェットロとしての主体的な取り組み、その積極性をきちんと打ち出していくべきであるというご議論がございました。それから、それに対して案件形成調査はあくまでも経済産業省からの委託調査ですので、その枠組みを超えたガイドラインを考えることは適當ではないというご意見もありました。

3つ目はステークホルダー協議等について。これも、早い段階なのでなかなか難しかりょうというようなことになりますけれども、いわゆる合意形成的なことで考えるのであれば、実際に対象がはっきりしない、事業主体も決まってないわけですからできないわけですがけれども、しかし、案件を形成する段階では地域での状況というのを確認しなければいけませんから、そういう情報収集というものがありますね。そういう意味でのステークホルダーとの関係で考えるべきだということになったと思います。

それから、複数代替案について、これも S E A では複数代替案の比較検討を当然行うということで、これはマストですがけれども、ただ、これは事業主体がまだ決まっていないので、代替案を考えるということが可能なのかというご議論もございました。それに対して、S E A においては多くの場合そういう事業主体がちゃんと決まってない場合があるわけですから、そのことはむしろ案件形成ということで考えれば、複数案の比較検討は当然あるはずだということで、両方議論がございました。

そのようなことです。あとはここに書いてございますことをごらんいただきたいと思います。おおむねそんなような議論がございました。

それから、あと、お手元に資料がございます。きのう議論したときの資料でございますが、松本委員の

資料2つ。満田委員のはきのう出ていましたか。

満田委員 第1回のワーキンググループのときのです。

原科委員長 そうですね、その前ですね。

昨日は、松本委員からの対照表です。上の方に、「JETRO案件形成調査20070613松本(メコン・ウォッチ)」と書いてありますけれども、JETRO案と松本案ということで、それぞれの対照表ということでご説明がありました。

その次には、その前のワーキンググループで出たものを踏まえて委員会に出した資料が出ております。さらにその次にはジェットロからの案があります。それからフローチャート、いろいろそろっております。

きのうの議論に関しまして、ほかに何か補足すべきことがございましたらお願いします。

岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 手短かに申し上げますが、ご理解はいただいていると思うのですが、大切な点なのでもう一度申し上げます。

ガイドライン、国際協力銀行にも国際協力機構にも、あるいは国際金融機関と言われる機関それぞれ持っているわけですが、これらのガイドラインに共通していることはガイドラインはそれぞれのクライアントが実施する環境社会配慮、その内容を確認するためのガイドラインということなのです。ですから、実際に配慮するのはあくまでもプロジェクトの実施者であり、相手国政府です。

それに対して、ジェットロの場合には、相手国政府やプロジェクト実施主体がまだ明確に決まってない、決めていない段階で示されるもの、かつそのガイドラインと今は呼ばさせていただきますがのもとで作業をするのは日本の民間企業であるということです。そして、その日本の民間企業が調査する段階では、恐らくまだ相手国ではこのプロジェクトをやるかやらないかというのは決まっていない。ということは、環境社会配慮のプロセスがまだスタートしていない状況が想定されるわけです。

そういう中で、日本の民間企業が調査の段階でどこまでのことをやらなければいけないのかという観点で議論すべきだと思います。

私は、少なくともこの事業をこの国でやる場合にはこういったリスクが存在する、こういったことをきちんと配慮しなければいけませんよというようなことを調査の中に項目として盛り込めば十分なのではないか、それ以上は私は制度の趣旨を超えたリクワイアメントではないかと思います。

ですから、「環境社会配慮」という言葉と「環境社会配慮確認」という言葉には、作業をする主体が違うということを再度強調して、そのことを念頭に置いて議論をしていただきたいと思います。

以上です。

原科委員長 その点はそのとおりで間違いはない。ただ、事業実施主体ではありませんけれども、これは計画案を提案するわけですね。だから、その提案計画案の内容が環境社会配慮を十分に行っているかどうか、そういうような観点だと思います。そういう意味の確認ですね。

田中委員、どうぞ。

田中委員 昨日のワーキンググループでこの話題がありましたけれども、私自身は確認だけではないと思っています。と申しますのは、ジェットロの皆様方が今このような形で議事録もホームページで公開を行いながら、この環境社会配慮ガイドライン策定の委員会をしているわけなのですが、このガイドラインというものの扱い方というのは、広く国民にホームページを通じてその策定過程の透明性を保ちながら策定していくということを目指していることだと思っております。

JICAのガイドラインの策定のときも、改定委員会が2002年12月から2003年9月まで19回開かれまして、いまだにすべての議事録もホームページ上にアップされております。そういう中でつくられたものですから、このガイドラインというものの重みというのは、相手国に対するガイドラインでもありますけれども、そこで書かれている内容を広く国民一般に周知して、そこに理解をしていただくということも、これは非常に大きな役割を担っているのだと思っております。

したがって、ガイドラインの名称を少し考えようかというご意見もございませうけれども、私自身は最初から、この委員会に入ったときから、崇高な理念を持ってこのジェットロの皆様方がこういうガイドラインの策定をするということをなさっていると思っております。

したがって、その議論は早目しておかないと、どういう理念でやるのかということがはっきりしないと、中身が随分また変わった方向に行ってしまうことになるのではないかと思いますので、そこははっきりと議論したらいかがでしょうか。

原科委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ、宮崎委員。

宮崎委員 私も今の田中委員がおっしゃったことに賛成でございます。

というのは、特に「ガイドライン」というのを委員会の名前から外して、「方針」とか「道しるべ」とする考えもあるようですが、この方針というのはもちろん相手国に対してもそういう配慮をしていただくと同時に、ジェットロさんもそういう方針でやっていくのだという、かなり強い意思表示ということにもなると思います。私もそういうふうに感じます。

ですから、この委員会の名前から言えば、やはりガイドラインというのを外していただきたくないとは考えます。

原科委員長 岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 今のお二方の発言に簡単にコメントさせていただきます。

1つは田中委員のご発言ですけれども、これはJICAのガイドラインに書いてあることをそのまま読み上げて私のコメントにさせていただきます。

「JICAのガイドラインの目的には、相手国政府に対し適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICAが行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することが目的である」と書いてあります。JICAの役割は、相手国政府が環境社会配慮をするための支援をする、ないしは相手国政府が行った環境社会配慮の確認をするというのがJICAの目的として書いてあるということだけ申し上げます。

それから、2番目の意見なのですが、これはきのうのワーキンググループで柳先生がおっしゃったことを申し上げますけれども、日本ではやはりガイドラインという言葉の意味、使われ方がある程度定着をしている、すなわち、ガイドラインに反した場合にはコンプライアンスの違反に問われる。J B I CのガイドラインであればJ B I Cのガイドラインどおりに運用がなされてないとなれば、異議申立制度に基づいてこのプロジェクトの実施に伴って不利益を被るという人は異議申し立てができるという制度になっています。

ですから、ガイドラインという言葉、これは今後のご議論なので私は別にこだわるつもりはないのですが、やはりガイドラインという言葉の持つイメージが、それを守らなかった場合にはコンプライアンスの違反に問われるという意味合いが非常に定着しているものですから、あえてガイドラインという名称にこだわる必要はないのではないかとということ、私も、昨日、柳先生がおっしゃっていたのでなるほどというふうに思いました。

原科委員長 ガイドラインはそういうニュアンスもありますけれども、幅広いですね。そうでない場合もありますのでなかなか微妙なところですね。

宮崎委員 ちょっとよろしいですか。

今のガイドライン、そういうふうなかなり法的なというか、そういう問題点があるのだとすれば、必ずしも私はこだわりませんが、例えばISOのいろいろな規格案などでも、英語で書いてありますが、が何かのガイドラインといいますと、そういうのは日本語で言えば「指針」みたいになると思うのです。完全にこれを守らなければいけないというものでもないのだけれどもという、例えば「具体的な水の試料の取り方、サンプリングといいます、のガイドライン」というふうな書き方をしているわけですね。

私は、ですからガイドラインというのは、指針ぐらいのものだろうなと思っているものですから。しかも今回の場合、ジェットロさんが環境社会配慮をするのだという意思表示という面がある、そういうことも含めるとやはりガイドラインという言葉でいいのではないかとというふうに思います。

原科委員長 そうですね。法的な規制力ということやはり法的な枠組みで、例えば行政では法律で規定されている場合は当然法的な措置がとれますけれども、行政指導の場合はガイドラインを使いますね。行政指導はこれは拘束力がそれほどないわけですね。ですから、例えば今回のSEAの共通ガイドラインを環境省が出しましたけれども、発電所は対象から外れてしまいましたが、処罰されないので、規制力がないうです。

そういう意味では、ガイドラインは通常使われる方法では必ずしも拘束力が強いとは限らないということはあると思います。

岡崎委員 そこは明確に、関係者が理解されれば別にこだわりません。

原科委員長 そうですね。

柳副委員 そうはいうものの、日本での取り扱いというのは、ガイドラインと言っても確かにいろいろ幅がありますけれども、アセスメントの世界でガイドラインと言ったときに、例えばアセス法の基本的

な事項、これもガイドラインなのですけれども、それはかなり拘束力を持つものですね。

原科委員長 それは政令だからですね。

柳副委員 それから、昨今できたS E Aのガイドライン、これも各省庁は拘束されるというのですか、だからかなり拘束性の強いものというふうに考えられていると。

原科委員長 いや、拘束されたら発電所は外れませんよ。

柳副委員 それから、J B I CとJ I C Aのガイドライン、これはもうご承知のように、先ほど岡崎委員が言われたように、やはり拘束力を持っているし、それは遵守しなければいけない。ただ、中身については遵守すべきことと、それから、提唱されている部分もあるわけで、必ずしもすべて拘束されているわけではないということはあると思いますので、このワーディングの問題ですよね。だから、今まで融資関連で使われてきたガイドラインの位置づけと、このジェットロのガイドラインというものを同じように見るかどうか、また混同されてしまうのではないかという危惧があるとすれば、それを何らかの形で少しは緩和しておく必要があるのではないかと、そういうような感じはしますけれども。

それは皆さんの合意の中で、全体はどういう形でやって、例えば円借款部分をこれからよりよい案件形成を進めていくために民間企業に対して出す場合には、拘束力と言ってもかなり制約があるので、それは何らかの副題をつけて少し緩和してみるとか、そういった工夫は必要なのではないかというふうには思っています。

ですから、全体はガイドラインというふうな名称を使っても、それはそれでもいいかもしれないかなと。若干明確ではないかもしれませんが、そういったイメージではいますけれども。

原科委員長 村山委員、どうぞ。

村山委員 ワーディングの問題はまたいろいろ議論がされた後で考えてもいいかなと思うのですが、J I C Aの環境社会配慮審査会にかかわっていて感じることは、先ほど岡崎委員がおっしゃったように、J I C Aのガイドラインでは確認とともに支援がかなり示されていて、実際は相手国が行っていることの確認をするというよりは、支援に関する審査をしているというのが実情です。

つまり、相手国がそういった能力を持っているということは余り大きくはなくて、むしろ逆に開発を進めたいという姿勢にあり、それに関して日本の支援としてどういう配慮が必要かということ、日本の調査団がいろいろ検討しています。そういうことを審査会では議論の対象にしているわけですが、そういうことを考えると、相手国による配慮の確認というよりは、支援について非常にウエートが大きいというふうに思っています。

そういう意味では、こちらのジェットロの案件形成という中に、その案件が形成されていく初期段階のプロセスの中で議論するということであれば、相手国の確認というよりは日本側の支援、あるいは日本側の調査の内容が議論になると思いますので、そこはやはり少し議論を整理して考えた方がいいかなと思っています。

原科委員長 高梨委員、どうぞ。

高梨委員 これは、前からもう議論に出ていることですが、ジェトロさんの事業というのは、JICA・JBICと基本的に違うところを最初に確認しておいたと思うのですが、そういう面では正式な要請がない段階で、ジェトロさんの調査事業の特色はやはり民間の活力、民間の知見を活用して、いい案件を発掘していこうというのが大きな目的だろうと思うのです。

ですから、その段階では実は現場ではいろいろな制約があって、例えば資料、データにしても、それはJICAさんやJBICさんと違って限りがあって、また、水力発電所を1つ計画するにしても、従来のJICAさんの調査では、地形図の入手ですとか関係の住民のデータ等というのは、現地の関係機関を通じて入手することが比較的可能なわけです。それが、国際約束があるとそういうことを要請することができるわけですが、ではジェトロさんの調査でそういうことが可能かとなります。具体的な地図をもらいに行ったときに本当にもらえるかとなった場合には、もらえてもそこはあくまでも運でしかなくて、必ずしもそこは向こう側の協力が得られないということもある。

ですから、そういうハンディキャップの中でこの環境社会配慮ガイドラインをつくと、それがどういう形で運用されるか。また、ジェトロさんの事業というのはこれまでもご議論させていただいたように、基本的にはJICAさんやJBICさんのような開発途上国の開発を支援するという団体ではないということで、組織的にはこの事業というのは非常にユニークな事業という形になっているのですね。

ジェトロさんは、現地側に環境社会配慮を支援したり技術指導したりということは、ファンクションとしては基本的に持ってないわけですね。

ですから、そういうジェトロさんの持っている組織としての性格を考えたときに、余り過大な期待をこのガイドラインに載せると、恐らく実施の過程ではいろいろな問題が発生してくるのではないかというふうなことを非常に懸念しています。

その意味で、環境社会配慮ガイドラインというのを、本当にガイドラインという名前でいいのが、私もやはりここは十分検討した方がいいと思いますし、ジェトロさんの調査の結果をどういう形で使うかというのは、むしろ援助機関側の責任だと私は思っているのです。ですから、それを円借款に結びつけるということであれば、むしろJBICさんがそこをしっかりと案件の確認なり調査なりをして、いい案件を採用していくべきだと思います。当然ながらできるだけ早い段階で環境社会配慮をするということは望ましいわけですが、予算的・期間的、さっき言ったような現地側との協力関係を考えると、やはりそこはある程度限界があることは当然ではないかと思うのです。

ステークホルダーとの協議ですとか、早い段階から代替案を検討するというのは、やはり非常に限られた枠の中でしかできないと思います。そういう面では、民間側に指導するときには、やはり非常に注意をしないと、実際にそれは守れないことになってはやはり意味がないということもありますので。

私も、改めてここでまとめるに当たって、基本的な考え方ということで一言申し上げました。

原科委員長 岡崎委員、どうぞ。

岡崎委員 村山先生がご指摘になった点は、それは全くそのとおりです。といいますのは、それはやはり

りJICAという機関の性格が援助機関でありますから、支援・確認という言葉が仮に目的に並列に書かれてあったとしても、実際に業務として行うものが支援が中心になるというのは、これはJICAの業務から見て当然なのだろうと思います。

私は、ジェットロの場合は、これは案件形成調査でも、案件形成調査の中で環境社会配慮の確認のところだけに議論を集中して今やっているのですけれども、調査は別に環境社会配慮だけの調査をするわけではないわけですね。限られた予算の中で受注した日本の民間企業は、このプロジェクトの例えばプロジェクトコストが幾らになるかとか、その前提になる需要はどうだとか、そういうこともすべて限られた予算の中でやらなくてははいけない。その中のパートに環境社会配慮の項目があるわけです。

ですから、我々はTORとしてそこだけを議論しようという役割を頂戴していますからこういう議論が続いているわけですが、過大なリクワイアメントを設定して、あたかも案件形成の大半が環境社会配慮の確認にあるのだということになってしまえば、私は制度の狙いとするところではないと思います。

原科委員長 田中委員、どうぞ。

田中委員 JICAの場合には支援が非常に大きな部分を占めるという、村山委員がおっしゃったとおりなのですけれども、これはなぜかと申しますと、環境社会配慮の場合、確認の段階まで行ってしまえば、その段階までのステップできちんとしたステークホルダー協議とかが行われていなければ、確認しただけでは手おくれになる場合もこれは起きると思います。ですから、特にインフラの大型案件などにつきましては支援をできるだけして、相手国にそういう専門の方も、それから理解してくださる方も少ない場合もございますので、支援を今メインにやっております。

それで、今の議論を聞かせていただいて感じましたのは、先ほど申しましたように、このガイドラインというのはジェットロの皆様のお仕事、案件形成をこれからやっていく中で、より良い円借款事業をこれから案件形成の事業の中でさらに増やしていこうという、そういう目標もあるように昨日のワーキンググループの話の中でもお聞きいたしました。

そうなりますと、やはり支援をしていく（私たちJICAが支援をしているわけですが）、そのさらに前に案件形成の段階でジェットロの皆様のお仕事があるとしたら、これはボタンのかけ始めということで非常に重要な段階です。その段階で、日本の企業の方がプロポーザルを出されて、こういうインフラ案件なら、例えば先方と次のステップに行くため、あるいは円借款に行くためにはこういう環境社会配慮のステップを踏まないとなかなか円借款に結びつくことは難しいという視点を持って、そこを案件形成の段階でいろいろやっていただくということは非常に役に立つと思います。

ですから、そういう視点からしますと、確認ではなくてそれもある意味で支援をしていただくようなこともあるのかと思います。ただ、内容的には期間も短いということですし、マンマンもそれほど多いわけではありませんので、その中でできる限りやれそうなところ、これについて議論していくことが大事だと思います。

JICAと同じようなことを、例えばステークホルダー協議を開くことなどそれは時間の短い案件形成

調査の段階では無理なことは重々承知しておりますので、ではステークホルダー協議をどういう段階でどういうふうにしていくかという、最初のボタンのかけ始めのところをそういった方々がもしやっていたくのなら、それは非常にいいプロジェクト形成になり得るのではないかと、そういうふうに思います。

原科委員長 これまでの議論でこのことは私は確認できたと思いますけれども、ジェットロの段階での環境社会配慮というのは、JICAやJBICの段階とはまるで違うと。これはもう共通認識だと思います。ですから、その制約された条件のもとでやると。しかも、不確実性が高いですから、当然そういうものだと思います。ということで、ですからその段階だからこそ通常はいろいろな比較検討ができるのですね。ということで代替案の比較検討という意味です。

それから、ステークホルダーとの関係で言いますと、これは協議と言われましたが、対象もまだ明確ではないですね。事業主体も決まってないわけです。これは基本的に不可能で、むしろステークホルダーに関する情報収集という意味ですね。その辺をはっきりしておきたいと思います。協議という言葉は使わない方がいいと思います、この段階では。

むしろ、そういう案がまだこれから検討する、スタートの段階での案を検討する段階での案形成の調査主体、案形成のときに環境社会配慮を十分していただきたいと。それは今おっしゃいましたような制約条件のもとですから限界はありますけれども、そのことの確認をするということだと思います。

全体に対して、この環境社会配慮の方針のようなことで、私はさっき申し上げましたけれども、ガイドラインという表現の方がいいというご意見もありましたので、全体の表現をどうするか。ちょっと難しくなりました。ガイドラインという言葉でも、使われ方はいろいろありますのでガイドラインでもいいのかもしれませんけれども、困りました。

JICA、JBICの場合には異議申立制度が連動していますので、これは規制力があるというのはわかりますけれども、ジェットロはそれを考えていませんから。そういう意味ではガイドラインという名称だけで拘束力云々とは必ずしもならないと思うのですけれども。

ガイドラインではなくて方針とやると、ちょっと弱くなってしまう感じもしないでもないですからね。道しるべとか方針といいますとね。そうすると、ガイドラインとした方がいいような感じですね。

きょうは結論は難しいですね。もう一度考えましょうか。私としては、ジェットロ全体の業務に対する考え方を理解していただく意味のガイドラインということもあると思いました。また、拘束力があるよりも、きちんとしたメッセージを送るみたいなガイドラインの表現がいいという感じもしました。

それでは、今は案件形成調査に戻りまして、その先の議論をしたいと思います。

松本委員。

松本委員 今の議論からつながってくる部分もあるのですが、特に岡崎委員の方から出ている、やり過ぎないようにということだと思うのです。つまり、全く必要ないとおっしゃっているようには思えないけれども、やり過ぎないようにと。

やり過ぎかどうかというのは、やはり具体的に文言を持ち寄ってこないとなかなか議論がしにくいと思

うのです。で、私は、現在、このワーキンググループで議論されていることの中で、事務局案、それから私も案を出していますが、大きな差異は、今委員長が挙げていたように、複数案の検討というものをやるかどうか、それから、ステークホルダーからの聞き取りということについてどう考えるかというのは、中身の上では非常に大きいところだと思います。

それ以外には、案件を採択する際に設置されている審査委員会の役割をどう考えるのか。これも、事務局案と私が出した案との間には差異があります。あるいは、総務部の中に審査の担当者を置くという意味では同じ考えですが、ジェット口案では担当部が基本的な審査の中心にあって、総務部の方はそれを助言したり協力したりするという位置づけであると。これについてどう考えるかということ。

それから、まさに今拘束力の話が出ましたけれども、遵守の仕組みというもの、必ずしも異議申立制度という意味ではないですが、遵守の制度というものは要らないのかどうか。そのあたりが具体的に違うところだと思います。

岡崎委員がどこまでのことを懸念されているのか私にはわからないのですが、例えば地球環境・プラント活性化事業等調査の公募提案要綱の中に、調査報告書の中に盛り込まなければいけないものの中でのいろいろなことが明記されているわけですが、33ページですけれども、例えば、「J B I Cが作成した環境社会配慮確認のための国際協力ガイドラインを踏まえた問題の有無、ある場合はその内容、改善方法を詳しく記述」とか、あるいは「プロジェクト実施に必要となる相手国のE I A等の内容」、その必要がある場合は、「時期・期間・調査が必要な領域、調査事業、F Sの段階で想定し得る必要な対応策等を明記」ということが書かれているわけで、今議論しているのは、基本的にこの要綱で既に書かれているようなものを、どのぐらいガイドラインの中に盛り込むかという程度だと私は思っているのです。

ですから、どうも岡崎委員の警鐘の鳴らし方が、J I C A並みに物すごい細かいガイドラインをジェット口に今導入しようとしているかのように思われますけれども、実はこれまで要綱で書かれていたり、ここで議論されたりしたことを文章に落としましょうという程度のことだと私は思っています。ですので、杞憂ではないかと思っています。

さりとて、委員長がまとめていたように、ではステークホルダーからの聞き取りというのを要件に入れるかどうか、複数案の検討というのを要件に入れるか、それとも、「それが望ましい」というような書き方で緩めてしまうのかというような点は大きな対立点というか、議論のポイントではないかと思いますので、少なくともそこについては全体委員が集まっているこの場で、どうするのがいいかという議論をした方がいいのではないかというふうに思います。

原科委員長 どうぞ。

清水産業技術部長 今、松本委員からご指摘があった幾つかの細かい点、代替案の話、ステークホルダー協議の話など、この中身について議論していこうということにアグリーします。ただし、最終的にどういう形に落とし込むのかというところについては、これまで何人かの委員の方からご指摘があったように、J I C AやJ B I Cとは、案件を掘り出す段階であるというところなど、性格が違うことが大きく影響し

てくると思います。

岡崎委員のご懸念というのは、実は私たちも持っています。調査報告書作成要綱の中に確かに策定基準が書いてありますので、出来るだけこれに従って書いて頂くわけですが、全部が出来なかった場合、「あなたは違反だから契約していた金額は払いません」と言うのかというと、そうではないわけです。高梨委員がおっしゃったように、やはりいろいろな制約条件がある中で出来ることと出来ないことがあるわけですから、その中である程度柔軟に判断をするということだと思います。

それから、最低限守ってもらうことと、これをやってくれたら非常に良いレポートになるというところは大きく違う部分だと思っています。それを全部ガイドラインということで括ってしまった時に、これが拘束力をイメージし、後々契約の変更を求められるということになると、事業者の方もなかなか提案を出してくれないということになってしまうと思います。

この制度の趣旨が、広く民間の方々の知見をできるだけ迅速に集めて、案件形成をして、将来の円借款案件につなげていこうということなのですが、それがうまく回らなくなると、制度自身の崩壊につながるということです。

1点だけ、ちょっと細かい点を申し上げるようではありますが、先ほど原科委員長がおまとめになられた、JICA、JBICとは違うというお話、そういったところには合意しますが、「相当前の段階であるがゆえに代替案を検討できるのである」という点に関しては、私はちょっと違和感があります。確かに前の段階ではありますけれども、政策当局者であれば、多分前の段階でいろいろなオプションを考えることが出来ると思いますが、ジェット口調査は一つ一つのこういう案件があるのですという提案をするという段階でございますので、その人たちそれぞれに広く代替案を求めるとするのは私は無理だと思うのです。

これは、何回もワーキンググループで議論していますし、代替案の定義につながるお話でございますけれども、ここはしっかりワーディングの議論をしておかないと、環境アセスメントのプロセスで行うような代替案を各提案者が書けと言われたら、これは私は無理だと思います。

原科委員長 そこは不思議ではしょうがないのですが、プランニングとして考えれば必ず代替案を考えるのです。これは計画提案者ですから絶対やっているのです。やらないで案などは出てこないですから。必ずA案、B案考えていて、絞っていくので、それを公開してくださいという意味ですから、複数案は表明できますよ。だから、それが事業主体云々は関係ないのです。これは計画なのだから。事業主体、実施主体はその後で出てくるのであって。ですから計画段階、だからまずそれをやるかやらないかのアクションを当然考えるでしょ。それで、その案の中に環境配慮をどの程度やるか。Aレベル、Bレベル、Cレベル、当然考えますよ。その考えたものを私は言っているのでありまして、だから趣旨が違うのです。清水部長のおっしゃるのと違う、本当の案の形成段階での話です。これは必ずやることですから。

清水産業技術部長 これは、前々からワーキンググループでも議論していますし、柳副委員長からも作業の視点を示していただいていますけれども、「この提案にはこういう意味があって、このように重要なのです。当然こういう他の考えもあるけれども、その中でこれを私たちが提案するのはこういう理屈で

す」というように、そのプロジェクトのニーズを書けというのは我々言っていますし、それを仮に代替案的なものとしてとらえるのであれば我々は理解します。

原科委員長 世界の感覚はそれですよ。

清水産業技術部長 そうではなくて、同じように同じような重みで分析をしると言われたらそれは出来ないということを改めて申し上げます。

原科委員長 それはわかります。だから、多分定義が違ったと思うのです。そういう点では、まさに清水氏がおっしゃったとおりのものを出していただくということです。

どうぞ。

松本委員 そういうところは、少し例示をしていくと明確になるかなと思います。

これまでのワーキンググループも、今まさに委員長がおっしゃったように、少なくともゼロオプションとの比較というのは、この事業のニーズに非常に密接するわけですし、それにプラス、満田委員が提案したように、もう一つ類似のプロジェクト、例えば水力発電だったらダムの高さが変わったらどうなるのかとか、あるいは道路であればちょっとルートが変わった場合どうなるのかとか、そういうもう一つ類似の案を少なくとも出していくことによって、そのプロジェクトの『売り』というのを、当然提案企業とすれば出てくるでしょうから、そのぐらいいは少なくともあった方がいいのではないかという議論がワーキンググループの中で今までなされています。清水部長からは本当にそれでいいのですかと何度も聞かれて、委員長も満田委員もとりあえずそれでも代替案というか、複数案ではないかという議論はしてきています。ですから、もし委員の中で、そういうものでとりあえず複数案というふうに考えていいのだということであれば、そういう例示とともに載せていけばいいのではないかと思うのです。

原科委員長 柳委員、どうぞ。

柳委員 複数案の考え方が、それは何の役割を持つのかということについては、戦争で言うと、例えをしませんが、作戦本部から斥候が出ますね。斥候は敵地に行って状況を探ってくる。民間企業はある意味では斥候の役割だと思うのです。その斥候がこれしかありませんと言って戻ってきたら作戦の立てようがないといいますが、場合によっては負ける可能性がある。そういう意味で複数案を、こういうこともあるしこういうこともあるということを提示するのは、作戦本部にとっては非常に重要なことなのだろうと思うのです。

ですから、そういった斥候の役割で複数案というのは必要不可欠なのではないかということで、1つはゼロオプションとの比較、それは自分の提案の説得力の問題ですね。もしやらないとするとこういうふうになりますよと。でも、やるというのはこういうような意義があるのですと。これは清水さんが言ったのと同じようなことですが、もう一つ、でもこうは考えているけれども、この状況を考えるとこういうことも考えられるのではないですかということを使うということも、作戦本部が全体を見まして方向性を誤らないためには必要な情報だろうというふうに思っております。

原科委員長 どうぞ、清水部長。

清水産業技術部長 柳副委員長のコメントには賛成で、斥候を何人が作戦本部が出して、それを集めてそれぞれの斥候が集めてきた情報を分析してオルガナイズして議論するというのなら私はわかります。しかし、その斥候の一人一人が、私はこういうオプションがあります、こういうオプションがありますと皆出してくる必要が本当にあるのかということだと思っております。

多分、出せる斥候もいるでしょうし、斥候が行った一つの谷の中ではオプションはこうですというのは出てくるでしょう。けれども、その斥候に隣の谷の情報はわからないと思うのです。そのあたりを全部同じようにオプション提示を義務づけると、これはよろしくないのではないかと、こういうことです。

柳委員 義務づけるというか、恐らくそれは書きぶりの問題で、要するに複数案を検討することを推奨しますということで、作戦本部というのはこのジェットロです。要は、採択するのはジェットロが採択するわけですね。民間企業が提案したものをオッケーと言うのはジェットロがオッケーと言うわけですよ。

だから、民間企業は提案してくるわけですから、民間企業の対案に対して資金をつけるのはジェットロですよ。もちろん委託事業ですけども、最終決定をするのはジェットロです。だから、ジェットロにとっては複数案をいろいろな民間企業が提案したことを、ここにしましょうということを決めるわけですから、そのときにより詳細な情報をいろいろと検討してきているところが、よりよい案件形成に恐らく結びつくだろうということで採択するだろうということが、これが前提になっているだろうと思います。

清水産業技術部長 そこは私はちょっと違う理解をしていて、このプロジェクトの本質はレポートの中身にあるのです。そのレポートの中身は、我々にレポーティングされるものではないわけです。最終的にはもちろん著作権は経産省、日本国にありますけれども。やはり、プロジェクトをやりたい相手国、もしくは相手国の事業者を理解させるということだと思っております。そこが最終的に報告書をどういうふうにするかというところがポイントだと思っております。

柳委員 もちろん、それは最終的な話で、私が言っているのはまだ初期段階、一義的な段階での採択というのはジェットロがしているわけです。そこで採択されなければ最終的な案件形成までの道のりはかなり遠くなっていきますので、ジェットロが様式で求めている事業調査の個別案件というのは、採択によって調査費用がつくということですね。それをジェットロに提出して、ジェットロが複数のものをその中からこれが一番いいだろうということで選ぶわけですから、その段階での話をしているわけです。

清水産業技術部長 例えば発電所をつくるときに、我々が、水力・火力・原子力を並べて、その中から選んでいるかということ、そういうことは当然してないわけです。プロポーザルが出てきて、たまたま水力であれば、それは、その水力の案件としてどの程度妥当かという点を示していただいているわけです。ですから、それなりのニーズを書いていただくということは当然必要だし、我々も求めています。

仮に、それを代替案といわれるのであれば、従来の代替案の定義とは違うと思っておりますけれども、それについては同意します。しかし、あなたは水力だけではなくて他の案件とも比較考慮をきちんとやれという、その程度問題が余りにひどいと、これは多分実際に応募することもできなくなってくるし、このプロジェクトは回らなくなってくるだろうということを我々は懸念するということです。

多分、互いに余り理解は違っていないのだらうと思うのですが、どの程度のものをリクワイアメントにするのかというところは、若干ご議論があると思います。更に、代替案とした時に、それをどう読むのか、それを世間が見たときに、これはどこまで求められているのかというところの印象も含めてでございますけれども、そこをはっきりしておかないと、極めてミスリーディングなことになりかねないと考えます。

原科委員長 満田委員、どうぞ。

満田委員 複数案の検討については、松本委員の案では最初ジェットロさんの応募に企業が応募するときに、複数案の検討について書く、あるいは複数案の検討ができないときはその理由について書く、こういうような内容になっていたと思います。

それは、ある意味リーズナブルで、例えば複数案は既に十分に検討されている。それをレビューするだけでいいと。あるいは、本調査内ではこういう理由で複数案の検討を行うことが難しい、つまり先送りですね。例えば有望な複数案としてはほかにもこういうものがあるが、それについては今回は限界があり、こういう理由でこの中の調査で扱わないということを明示してもらおう。というのは落とすところとしては非常にいい案ではなからうかと思えます。

原科委員長 複数案検討というのは、この段階はとにかく案をつくり出した最初の段階ですので、詳細な形では表現できないのは当然です。だから、その意味では清水部長がおっしゃったと同じような最初の段階のものですから。

そういうようなことで、むしろ説明体系としてまず必要性を説明するためにはノーアクションと比較するのが必要だとわかりますね。2つ目は、環境に配慮したA案、B案と比較することによって、この案の方が環境配慮の程度が進みますよと説明できますね。説明のための方法として複数案の比較検討という意味なのです。ですから、そういう概念でとらえていただきたいと思えます。

そのときに、松本委員のご提案は、そういったことも難しい場合は、それができない理由も説明すればそれでいいのではないかというようなことでしょうか。ですから、もっと緩和していますけれども。私は、そこまで言わなくてもできるのではないかと思います。そこまで一応配慮すればできるのではないかと思います。そんなようなイメージです。

どうぞ、岡崎委員。

岡崎委員 先ほど、松本委員から、私の発言が杞憂ではないかということのご指摘があったのであえて申し上げたいのですが、私はこれはやはり実際にこの調査業務に携わる人の立場に立って考えたいのです。すなわち、正式な要請がない、国際間の合意がない中で作業をする民間企業が担い手であるということ。そして、その民間企業は、調査をした結果としてプロポーザルを出して、まさしくそこから調査結果が相手国政府の中でスクリーニングに入って行くわけです。

ですから、確かに予算制度に基づく案件形成調査ですから、あるべき姿として制度の細目にいろいろなことが書いてあるのだと思います。ですけれども、実際にそこに書いてあることを100%満たしているよ

うなものがあれば、これはもうジェットロの調査に付している段階ではないと思います。もう正式な要請をして然るべき案件だと思えます。であれば、JBICやJICAのプロセスに従って環境社会配慮確認がなされていくというプロセスに入っていきと思うのですが、実際にはこれはまだ再三ジェットロ側から説明があるように、民間企業の活力やアイデアを活用して、将来の案件形成に資するためにこの制度というものはあるわけですから、そのプロポーザルが手渡されてすぐに日本大使館に持ち込まれて、円借款を正式要請しましょうというような熟度の高いものを期待しているものではないということ、かつ、相手国政府がそれを本当に日本政府に対して円借款として要請するかどうかというのは、相手国政府の中の検討を終えてみないとわからない。

そういう状況の中で、民間企業がやる調査だからこそ、私は過大なリクエストをして、実際に調査をされる民間企業さんが手足を縛られることがないようにと。そのことがもし杞憂だと言われるのであればそれは杞憂かもしれませんが、実際に途上国で作業をされる民間企業の立場に立って発言したまでです。

原科委員長 どうぞ。

山田総務部長 複数案、代替案の議論ですけれども、このワーディングなのですけれども、余り例えば水力発電がいいのか火力発電がいいのかというこの代替案なのか、それから、同じ水力発電でもこちらの川にしたらいいのか、こちらの川にしたらという代替案なのか、川でも1つの川のもう少し上の方がいいのか下の方がいいのかという、議論の範囲が非常に分かれると思うのです。

ですから、例えば4カ月の調査期間と調査側ですね、予算要求等々から考えていきますと、整理できる範囲というのは、先生おっしゃいましたように、検討のプロセスで出てきた案、そういう情報提供としてのところしかこれは成立はしないと思えますね。

原科委員長 そうだと思います。説明のためですね。

山田総務部長 私もハノイにありましたときに、採択された案件の企業さんが来られて説明されたのです。水力発電です。よく覚えていますけれども、やはり一応こうはなっていますけれども、ここにもできたんです。地盤の調査からですね。そうした場合は、経済効率からいきますと深いダムができて電力は多くなる。住民移転はそのかわり必要になると。こちらは低い。したがってコストも建設費も安いだけでも、発電量も少ないと。あるいは住民移転は少ない。いろいろあって、地元の意見を聞いた結果こうということになったのですというふうな、そういう話を聞いたことがありますので、その程度のことは既にやっておられるので、その範囲であれば可能かなと。

原科委員長 おっしゃるとおりです。私もそういうイメージなのです。ですから説明体系と申し上げたのですけれどもね。そういうイメージです。実際それ以上は無理だと思います。

どうぞ。

宮崎委員 私も今総務部長の言われた、また委員長の言われたことと全く同じで、複数案、ある何かのことをやろうとしたときに、例えば私は水の計測の専門家ですが、あるものを測りたいと。このときにい

るいろ測る方法を、全く1つしかない場合もありますけれども、大体幾つかの方法がある。この中で、この場合にはどれを選んだらいいかというのは、一応頭の中では考えるわけです。それでこれに決めよう、これに決めたとということにするわけですから、そのときにやはり比較検討をしているはずなのです。

例えば、今の水力発電の場合でも、水力発電はこの場所がいいのか、もっと別の場所がいいかというのは、提案をされてくる以上、やはり考えていらっしゃるはずなのです。それで、ここがいいと決めて提案されてくるはずですから、その考えられたことを出していただければいいという話なのだろうと思うのです。

水力ではなくてでは火力の方がいいかと、そこまでずっと大きく比較するのはなかなか大変だろうというふうに思います。そういう位置づけで、全く委員長と今の総務部長のご意見と同じですが、そういうふうに思います。

原科委員長 今のご説明のとおりでございます。そういう意味で申し上げたと。

どうぞ、柳副委員長。

柳副委員長 ですから、この手続を書くときに、今おっしゃられた内容で、要するに自分が1案を選択してきた検討のプロセスを……。

原科委員長 検討の経過ですね。

柳副委員長 経過やプロセス、これをちゃんと記述することということですね。そういうことで、そこに代替案を含むという考えに書いてあれば、相手はわかると思いますね。ですから、そういう形での位置づけを置けばいいのではないかということで、この点についてはもう大方の合意は恐らく得られているのではないかというふうには思います。

原科委員長 どうぞ、田中委員。

田中委員 案件形成を担っている方々というのは、途上国に例えばJICAの場合はJICAが派遣している専門家の方々、それは官公庁の方もいらっしゃいますし民間の方もいらっしゃいます。それから、もちろんJICAとかJBICの職員も案件形成に今努力している。そして、純粋な民間の方もいらっしゃる。そういう中で、実際に開発援助が行われてきているわけなのですけれども、ジェットロの皆さんがこのお仕事をなさっている案件形成の分野というのは、いい円借款をこれからつくっていく一翼を担う仕事ということで今議論しているのだと思います。

そういう点から申しますと、いい案件というのは大体その国の政策の上位の方にあるプロジェクト。そこにはすべてではありませんけれども世界銀行ですとかアジア開銀とか、そういったところががっしりと食い込んで、そこをやるという形がかなりあるのだと思います。その下にある中で、あまり下の方ではなくて、かなり実現性が高いインフラ案件なら円借款インフラ案件として案件形成をしていくための仕事を民間として担っていただくのであれば、今議論している代替案もいろいろなレベルがあると思うのですけれども、全く政策レベルもあればかなり具体的なプロジェクトでの代替案もあると思います。

ですから、そのあたりのプロジェクトの特性に応じた対応が可能になるような書き方をする必要はある

と思うのですけれども、基本的には代替案自体はやはりいろいろなレベルで検討できるのだと思います。それがもしないようなところでこの調査をやるということになると、それはもうかなり最初の段階ですので、円借款までつながるといのは相当先の話になってくるかもしれませんが、そういう案件があってもいいというのでやるということもあるのかもしれませんが。

先ほどから、ガイドラインのお話ありがとうございましたけれども、JICAの環境社会配慮ガイドラインは私たちにとっても、非常に厳しいガイドラインでございますけれども、ではガイドラインに書いてあるとおりにできているかという、それはできてない部分も正直やはりございます。

担当の職員も日々苦勞してやっているのですが、やはりこういったものは世銀のガイドラインもそうですけれども、ガイドラインというものが先ずあって、それを少しでもトライアル・アンド・エラー（試行錯誤）しながら、より良いものにしていくという努力がやはり必要になるわけですので、ガイドラインというのはそういう意味があって、それを守らなければいろいろな制裁があるとか、そういうことにはすぐにはつながっていかないのかなと。それは実務をやっていて感じることです。そういうような試行錯誤の段階というのも現実的にございます。

以上でございます。

原科委員長 ありがとうございます。

それでは、おおむね認識がある程度共通になったと思いますけれども、代替案、あるいは、複数案という言い方がいいかもしれませんが、代替案という言葉は英語では普通そう使いますので、それはあくまでも検討の経過を説明するという趣旨でのものだということの理解の上での中身にしていく。いかがでしょうか。

清水部長、そういうことであればよろしいでしょうか。

清水産業技術部長 私も前々から、プロジェクトを採択するためになぜこのプロジェクトが重要かということを書きちゃんと書かせるということはしておりました。そういう意味で、他の提案との比較であるとか、そういったことを最初のところに書いて頂くということについては主張してきたところですよ。そういう趣旨であれば同意したい。

ただし、言葉がひとり歩きするということが往々にしてあるわけで、代替案と言ったときに、以前ワーキンググループの中でも高梨委員がおっしゃったのですけれども、コンサルの方が考える代替案というのは物すごく重いのですよと。これが世の中に出たときには、かなり大きなプロジェクトを比較考慮しなければいけない、というふうにとられる可能性もありますというご指摘がありました。そういったミスリードにならないように、どういうふう言葉を書いていくのか、どういう文書の構造にしていくのかという点について、もう少し事務レベルで議論しないと、「代替案を書かせることにしました。」という結論ではないというふうに私は認識しております。そこは今後議論させていただければと思います。

原科委員長 それでは、そういう趣旨ということを理解いただいたところで、表現について相当工夫して誤解がないようにしたいと思います。

それから、あと5分しかございませんけれども、もう一つは、ステークホルダーとの関係、私はあくまでも情報収集だと思いますが、それも表現の問題で、「協議」という表現はこの段階では使わない方が適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

松本委員 私の提案の方は、比較を見ていただいた方がわかりやすいと思いますが、1ページ目、公募提案書に求められる事項の中で、松本の案、右の方ですけれども、これの ですが、「当該国で協議や聞き取りの対象とするステークホルダーとその選定方法」、つまり必ずしも住民だけではなくて、現地の政府であるとか地方行政機関とか、もちろんそういう方々もステークホルダーでありますから、対象とするステークホルダー、そしてそれをどうやって選ぶのかと。それは協議だけではなくて聞き取りも含めてです。やはりそれは事前の段階で想定が必要かと思います。で、どうやって実施するのかという点もここではあった方がいいと思っています。

それから、「影響を受ける地域の住民からの聞き取りもしくは住民との協議」 聞き取りというの一軒一軒回るのかなと思うかもしれませんが、住民が持っている既存の何か寄り合いのようなところで集まってもらって話をすると、聞き取りというよりはむしろ協議というイメージかなと思いました。したがって、聞き取りというの一軒一軒調査書でも持って回らなければいけないのかと思う人がまたいるでしょうし、協議という合意をとらなければいけないのかと思う人もいるかもしれない。ですから、そこはともあれ私は聞き取りや協議、つまり集団で集まって議論をする場でもいいですし、個別に聞く場でもいいですけれども、そういうものをどちらか実施した方がいいというのが趣旨で、必ずしも協議にこだわっていると、合意形成をここで求めているというわけではありません。

原科委員長 ですから、私、そういう意味では両方含めまして、「ステークホルダーからの情報収集」というような表現でよろしいかと思えますけれども。

どうぞ。

満田委員 原科先生及び松本委員の趣旨におおむね賛成なのですが、通常社会調査の中で協議あるいは聞き取りというのは、よく行なわれている手法ですし、情報収集というのは非常に重要な部分だろと思っています。

ただ、私が1点気になっているのは、ワーキンググループの最初の方でも議論になりましたように、ジェット口調査の幅というのはかなり広いと考えております。そういった広い部分をカバーするとき、例えば合意形成まで書くのは非常に不適切だと私も考えておりますが、協議というのはどのこの種の開発援助のガイドライン的なものを見ても、各段階での協議というのは非常に強く打ち出されているわけです。

原科委員長 日本語の訳がよくないのです。英語では「パブリック・コンサルテーション」でしょう。あれは必ずしも日本語の「協議」とは感じが違うのですよ。

満田委員 コンサルテーションでも……。

原科委員長 コンサルテーションだから、相談ですね。

満田委員 「コンサルテーション」と片仮名で書くというのも1つの手かもしれませんが。

ですから、私としては、例えば「必要である」という書き方と「望ましい」という書き方は、あるいは「推奨される」という書き方で、書き分けた方がいいとは思いますが、コンサルテーションの重要性というのは、やはり何らかの形で明示していただきたいと考えております。

原科委員長 どうぞ。

事務局（藤崎） 要するに、現場に入ってという話になると思うのですが、私、アジ研で現場での調査をやっている人間からすると、例えば四、五カ月という短期間で何ができるのかということ、やはり皆さん考えてもらわないと非常に困ると思います。基本的に民間企業の方が調査をやるわけですが、実際に現場に入るとするならば、私は基本的には相当の時間をかけないと難しいと思います。

原科委員長 どうぞ。

清水産業技術部長 今、松本委員からも実施した方がいいというお話がありましたし、それから、満田委員からも「望ましい」という表現を含めておっしゃられましたが、私はこういった住民との対話、コンサルテーションと言うかどうかは別として、ステークホルダーとのやり取りというものが重要であることを否定しませんし、そういった情報があることが調査レポートの価値を高めるということについては全く反対するものではありません。

ただし、しなければならぬと、ステークホルダーとの協議 コンサルテーションでもいいですが義務化することには反対です。それを義務化すると、単に形式的にここの人たちのサンプル調査をしましたという結果を書かれるだけであって、百害あって一利なしだと思うのです。

ですから、やっていただければこんなすばらしいことはないですし、それを書いていただければ良いと思いますけれども、義務化するという形になった場合は、これはよろしくないだろうということは、私は何度もワーキンググループで申し上げておりますが、重ねて申し上げておきます。

原科委員長 そうですね、「推奨する」というぐらいならいいということ。

清水産業技術部長 そこは全体の構造にもよりますので、どういうふうな書き方をするかということだと思います。

原科委員長 時間も12時になりましたので、では最後に、岡崎委員どうぞ。

岡崎委員 今の点はやはりプロジェクトによって違うと思います。プロジェクト・バイ・プロジェクトです。ですから、先ほど満田さんがおっしゃったような、例えば拡張案件で、ジェットロのFSを使って拡張案件をやるといった場合に、全く周囲の人が相談にあずかってない、コンサルテーションに預かっていないと、これはやはりまずいことだと思います。

その一方で、グリーンフィールドの案件の提案をこれからします、新しいプロジェクトの提案をジェットロがお金を使ってこれからやります、それが政府にこれから付されますといったときに、日本の民間企業の方が村にやってきて、こういうものを今度やることになったけどどう思うというようなコンサルテーションは今まさに清水部長がおっしゃったような弊害を生みかねない。

ですから、先ほど委員長がまとめていただきましたけれども、この部分に関しては私は情報収集という言葉はいいと思うのですけれども、やはり「推奨すべき」とか「望ましい」とか、具体的には個別の案件ごとに見ていくというアプローチになるのだと思うのです。

原科委員長 ありがとうございます。

ですから、「聞き取りあるいは協議などを通じて情報収集」ぐらいの表現ではないかという感じがします。

それでは、きょうはここで打ち切りますが、時間が相当かかりそうですが、次回について予定を決めた方がいいと思いますので、次回の日程調整をしたいと思います。

幹事会で事前に日程の検討をいたしまして、6月27日水曜日の午後3時からはいかがでしょうかということでございます。3時から6時になります。2週間後の水曜日でございます。3時スタートで6時まで、ちょっと遅いのですけれども、いかがでしょうか。そういうことでよろしければそのようにしたいと思います。特に異議がないようですのでそのようにいたします。それでは、27日の3時から6時、第9回を開催します。

その前に、ここまで来ましたらそろそろやはり具体的な文言をつくって検討するような格好に入った方がいいように思うのですけれども、ワーキンググループの方で何か。今度は両方の枠組みがくっついて起草委員会みたいにしますか。そういう格好にした方がいいのではないですかね。それで、文言をつくる。基本的な考え方は大体整理できたと思うのですよね。どうですか。

では、ワーキンググループで起草していただいて、それをここで逐一検討していくと。構成は3部構成と決まりましたので、3部構成ということで起草していただいて。3部ですから、第1部だけでも起草していただいて、2部、3部は順次やっていくと。そんな段取りでいかがでしょうか。

そのためには、起草委員会ということで、ワーキンググループの両方から1人ずつ……。

松本委員 先ほども私、言いましたように、審査委員会の役割であるとか、審査は担当部がやるのか、審査部門をやるのかとかですね。もし起草に入るのであれば、その辺についてのご意見をメールで送っていただくとか何かしないと、ここで事務局とまたやっても違いますねという話が……。

私たちは既に案文を持ち寄って議論していますので、実際に事務局も私も。ほとんど案文に近い形で持ち寄っていますので、基本的にはここから案文を持ち寄るというよりは、案文のそごを整理した上で、そのそごについて委員会全体としてどうするのかというところをしていただかないと、起草ができないというふうに私は思っております。

原科委員長 私の感じでは、どちらも同じように思いますけれども、ここでやってしまえばいいのではないかと思います。

松本委員 2は、持ち寄りでもいいですか。

原科委員長 もしそういうことであればね。ワーキングでやってもだめですよ。全然うまくゆきません。見えてこない。

どうぞ。

満田委員 起草というのは、2週間後の検討会までに起草するという……。

原科委員長 第1部だけです。全部ではありません。3部構成ですから、基本的な事項ですね。第1部だけ。だから、今おっしゃったことは2部、3部に入ることですね。まだ時間があると思います。1部に関してはもうできるかと思えますから、どうでしょう。

清水産業技術部長 第2の案件形成に関しては少し議論をしないと、まだ詰まっていけないかと思えます。

岡崎委員 その議論をするときに、やるべき項目にとどめた議論をした方が私はいいと思うのです。それをすべきなのか、推奨すべきなのか、やらなくてもいいのかということまで書いてしまうと、やはり喧々轟々の議論が始まってしまうので、プロセスとしてどういうことが調査をするときに想定されるか、盛り込まなければいけない項目というのは大体わかるわけですね。そのときに配慮すべき項目が列挙されて、それをジェット口の調査のときにはこれは絶対やらなければいけない、あるいはこれは先ほどの情報収集みたいに望ましいものということで応募者に示すというところを議論しないと、そこまで松本委員に書かれてしまうと、我々としてもやはり立場があるものですから、どうしても対立する感じが……。

松本委員 いや、ドラフトだから……。

岡崎委員 その議論に出てこいというのであれば、私は時間を割いて出てくるのは構いませんので。

原科委員長 では、どうしましょうか。

清水産業技術部長 案件形成は一度ワーキンググループプラスアルファぐらいでいいと思いますが、時間を調整させていただいて、今岡崎委員からご指摘あった点も含めて、再度案文を持ち寄ってディスカッションをする。で、委員会へ向けてのドラフト案を検討するということができましょう。

原科委員長 そうすると、案件形成に関してはそう進めていただきます。

それから、CSRのところはどうなのですか。CSRは大体できそうなのかな。基本的事項と分けたり。

満田委員 メンバーになっている委員の吉田先生などもきょう来ていらっしゃらないので、ちょっと調整して、可能であれば会合を持つとか、可能でないならメールベースでの……。

原科委員長 そろそろ先に進めたいので。

事務局（藤崎） 吉田先生のご都合もあると思いますので、なかなかつかまらない方なものですから、ちょっとこちらで調整させていただきまして、それで……。

原科委員長 それによって次回の議題が変わってきますので。私はそういう段取りがいいかなと思えます。

では、次回はそうしますと、残された課題についてご説明、議論をする時間をもう1回持ちますか。では、そんなふうに進めます。

それでは、それぞれのワーキンググループをできたら開いていただいて、それから、次の案件形成をやっていただく。そして、それぞれで議論で論点として残ったものについてこの場で検討すると。起草に関

しては10回以降にしましょう。起草に向けて準備をしていただく、そんなことです。私の感覚ではもう始められるという感じです。私は早目に原稿を書いてしまって、それから何度も見直すというくせがあるので、そんな感じです。

それでは、どうも失礼しました。ありがとうございました。

午後12時05分閉会